

○射水市大島絵本館条例施行規則

平成28年10月11日

規則第64号

改正 平成31年1月31日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市大島絵本館条例(平成17年射水市条例第95号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により大島絵本館(以下「絵本館」という。)の使用許可を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、大島絵本館使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、入館しようとする者は、入館料と引換えに受ける入館券の交付をもって、使用許可を受けた者とみなす。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) シアター 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の6月前から使用日の1週間前までの間

(2) ミーティングルーム及びパフォーマンスホール(以下「附属施設」という。) 使用日の属する月の3月前から使用日の1週間前までの間。ただし、附属施設をシアターと併用するときは、前号に定める期間

3 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、絵本館の同一施設又は同一附属設備及び備品(以下「附属設備等」という。)を同一日の同一時間に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、申請者間の協議又は抽選により申請の順位を決定するものとする。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による使用許可の申請について適当と認めたときは、許可を決定し、大島絵本館使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(附属設備等の使用料金)

第4条 条例別表の市長が別に定める額は、別表1のとおりとする。

(使用料金の納付)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより使用料金を納付しなければならない。

- (1) シアター(附属施設を併用する場合を含む。以下同じ。) 使用日の2月前(使用日前2月以内に使用許可を受けたときは、その使用許可と同時)
- (2) 附属施設 使用日の1月前(使用日前1月以内に使用許可を受けたときは、その使用許可と同時)
- (3) 超過使用料金及び附属設備等 その使用の終了と同時
(使用料金の減免)

第6条 条例第9条の規定により使用料金の減免を受けようとする者は、大島絵本館使用料金減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、大島絵本館使用料金減免決定通知書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 使用料金の減免の範囲及び割合は、別表2のとおりとする。

4 前項の規定により算出した使用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料金の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定による使用料金の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第10条第2号に該当する場合 次のアからエまでに掲げる額

ア シアターにあっては、使用日の30日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

イ アに掲げる場合を除き、シアターにあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

ウ 附属施設にあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

エ ウに掲げる場合を除き、附属施設にあっては、使用日の5日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 条例第10条ただし書の規定により使用料金の還付を受けようとする者は、大島絵本館使用料金還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、大島絵本館使用料金還付決定通知書

(様式第6号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用時間の延長)

第8条 使用者は、やむを得ない事由により、使用許可を受けた使用時間を超えて施設、附属設備等(以下「施設等」という。)を使用する必要があるときは、あらかじめ、大島絵本館使用時間延長申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、大島絵本館使用時間延長許可書(様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第9条 使用者は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、大島絵本館使用変更(取消し)申請書(様式第9号)に第3条の使用許可書を添えて、シアターにあっては使用日の10日前までに、附属施設にあっては使用日の5日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、大島絵本館使用変更(取消し)許可書(様式第10号)を当該申請者に交付するものとする。

(職員の立入り)

第10条 絵本館の職員(以下「職員」という。)は、絵本館の管理上必要があると認めるときは、使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(事前打合せ)

第11条 使用者は、事前に職員と使用する施設等の使用方法その他必要な事項について打合せしなければならない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人数を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全確保のための措置を講ずること。
- (3) 絵本館内外の秩序を保つため、必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (4) 施設等を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を職員に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) 絵本館の使用が終了したときは、直ちに使用した施設等を原状に回復し、職員の点検を受けること。
- (6) 入場者に次条に掲げる遵守事項を守らせること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(入場者の遵守事項)

第13条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定された場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 承認を受けないで広告類を掲示し、若しくは配付し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第14条 条例第19条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に絵本館の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第8条及び第9条の規定の適用については、第2条中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第20条第2項の規定により読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第8条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第15条 前条の場合における第5条から第7条までの規定の適用については、第5条(見出しを含む。)中「使用料金」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条(見出しを含む。)中「使用料金」とあるのは「利用料金」と、「条例第9条」とあるのは「条例第22条第4項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条(見出しを含む。)中「使用料金」とあるのは「利用料金」と、「条例第10条ただし書」とあるのは「条例第22条第5項ただし書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第16条 前2条の場合における様式第1号から様式第10号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料金」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、射水市大島絵本館条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年1月31日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る附属設備等の使用料の額及び使用料の減免については、改正後の射水市大島絵本館条例施行規則第4条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1(第4条関係)

品名	単位	使用料金 (1回当たり)	摘要
照明装置	1式	5,150円	
音響装置	1式	5,150円	
マイク設備	1式	2,060円	
プロジェクター	1台	3,090円	
グランドピアノ	1台	3,240円	調律料を含まず。

備考

- この表において「1回」とは、1日ごとの使用をいう。
- この表に掲げるもの以外の附属設備等の使用料金の額は、類似する附属設備等の使用料金の額に準じて算定した額とする。

別表2(第6条関係)

1 入館料

減免の範囲	割合
1 市内に住所を有する小・中学生	10割
2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療	5割

育手帳(以下この表においてこれらを「身体障害者手帳等」という。)の交付を受けた者	
3 身体障害者手帳等の交付を受けた者の介助者(当該交付を受けた者1人につき1人に限る。)	10割
4 市長が特に必要と認める者	1割から10割までの範囲で その都度市長が定める割合

2 シアターパフォーマンスホール及びミーティングルーム使用料金

減免の範囲	割合
1 市又は市の機関が主催する場合	10割
2 市又は市の機関が共催する場合	5割
3 市長が特に必要と認める場合	1割から10割までの範囲で その都度市長が定める割合

備考 附属設備等の使用料金は、この表の1の項及び3の項に該当するものを除き、減免しない。

様式第1号(第2条関係)

大島絵本館使用許可申請書

年 月 日

射水市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

印

次のとおり大島絵本館を使用したいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日(曜日)	時 分	時 分
使 用 室 名			
使 用 目 的			
参 集 人 数	人	入場料の徴収の有無	有・無
		1人当たりの徴収金額	円
摘 要			

様式第2号(第3条関係)

大島絵本館使用許可書

年 月 日

様

射水市長



次のとおり大島絵本館の使用を許可します。

使用日時	年 月 日(曜日)	時 分	分から分まで
使用室名			
使用目的			
参集人数	人	入場料の徴収の有無	有 無
		1人当たりの徴収金額	円
使用料金	円	{	・基本使用料 円
			・附属設備等使用料 円
摘要			

様式第3号(第6条関係)

大島絵本館使用料金減免申請書

年 月 日	
射水市長	(申請者)
	住 所
	団体名
	氏 名 ㊟
	(団体の場合代表者)
	電 話
次のとおり申請します。	
使用目的	
使 用 時 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで(日間)
使 用 設 等 施 設 等	
減 免 申 請 額	金 円
減 免 申 請 理 由	
添 付 書 類	

様式第4号(第6条関係)

大島絵本館使用料金減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

射水市長



次のとおり通知します。

	規定の使用料金	減免する金額	決定使用料金の額 (納付額)
使用料金	金 円	金 円	金 円

様式第5号(第7条関係)

大島絵本館使用料金還付申請書

年 月 日

射水市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

㊟

次のとおり大島絵本館使用料金の還付を申請します。

使 用 日 時	年 月 日(曜日)	時 分	時 分
使 用 室 名			
還 付 理 由			
既 納 使 用 料 金	円	還 付 使 用 料 金	円
摘 要			

様式第6号(第7条関係)

大島絵本館使用料金還付決定通知書

年 月 日

様

射水市長



次のとおり大島絵本館使用料金の還付をします。

使用日時	年 月 日(曜日)	時 分	分から分まで
使用室名			
還付理由			
既納使用料金	円	還付使用料金	円
摘要			

様式第7号(第8条関係)

大島絵本館使用時間延長申請書

年 月 日

射水市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

㊟

次のとおり大島絵本館使用時間の延長を申請します。

当初使用日時	年 月 日(曜日)	時 分	分から 分まで
延長時間	時 分	時 分	分から 分まで
延長理由			
参集人数	人	入場料の徴収の有無	有・無
		1人当たりの徴収金額	円
摘要			

様式第8号(第8条関係)

大島絵本館使用時間延長許可書

年 月 日

様

射水市長



次のとおり大島絵本館使用時間の延長を許可します。

当初使用日時	年 月 日(曜日)	時 分	分から分まで
延長時間	時 分	時から	時 分まで
使用目的			
参集人数	人	入場料の徴収の有無	有・無
		1人当たりの徴収金額	円
摘要			

様式第9号(第9条関係)

大島絵本館使用変更(取消し)申請書

年 月 日

射水市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号



次のとおり大島絵本館使用を変更(取消し)したいので申請します。

当初使用日時	年 月 日(曜日)	時 分	分から 分まで
当初使用室名			
変更取消し理由			
変 更 区 分			
摘 要			

様式第10号(第9条関係)

大島絵本館使用変更(取消し)許可書

年 月 日

様

射水市長



次のとおり大島絵本館の使用変更(取消し)を許可します。

当初使用日時	年 月 日(曜日)	時 分	分から分まで
当初使用室名			
変更取消し理由			
変更区分			
摘要			

